

毎年9月

# 定時決定を行います

標準報酬の月額の時決定は、実際に受けている給料及び手当（以下「報酬」といいます。）と現在の標準報酬の月額との間に大きな差が生じないように、4月から6月までの3か月間に受けた報酬の平均を基に、その年の9月以降の標準報酬の月額の見直しを行うものです。

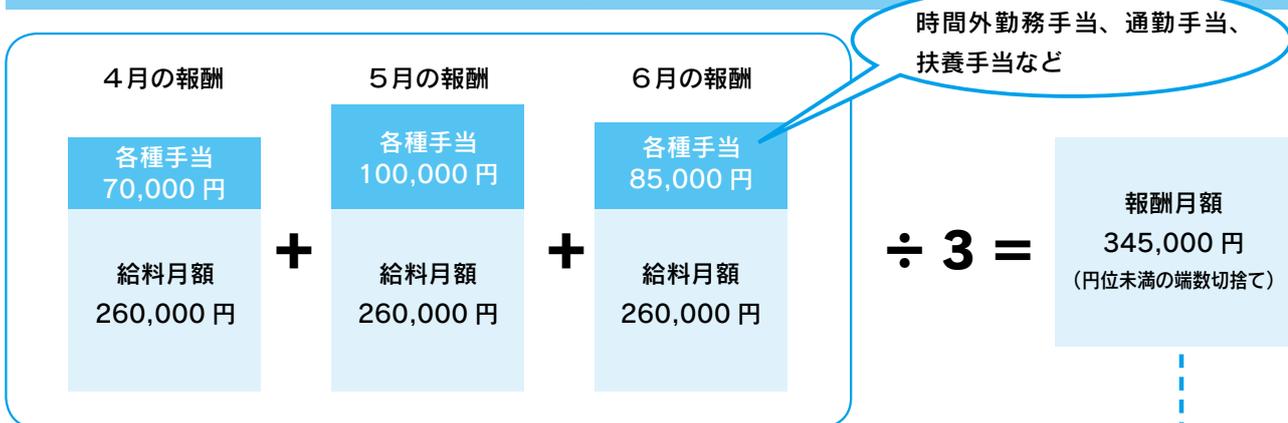
時決定により決定された標準報酬の月額は、随時改定等に該当しない限り、翌年の8月31日まで適用となります。

## 時決定の対象者

7月1日に組合員である方が対象となります。ただし、次の方は対象外となります。

- 6月1日から7月1日までの間に資格を取得した方。
- 7月から9月までのいずれかの月に随時改定等が行われた方（随時改定等が優先されるため。）。

## 時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

標準報酬				報酬月額
等級			月額	
短期給付	長期給付			
	厚生年金保険給付	退職等年金給付		
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
20	21	20	340,000円	330,000円～350,000円
21	22	21	360,000円	350,000円～370,000円
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

時決定

- 標準報酬月額
- 短期給付・退職等年金給付 第20級 340,000円
  - 厚生年金保険給付 第21級 340,000円

## 時決定の特例について（保険者算定） ※手続きについては、所属所の共済事務担当課にご相談ください。

次に該当する場合、時決定の特例として過去1年間（前年7月から当年6月まで）の報酬により標準報酬の月額を決定します。

- 繁忙期（閑散期）のため、毎年4月から6月までの報酬が他の月より多い（少ない）。
- 4月から6月までの報酬の平均を基に算出した標準報酬の月額が、過去1年の平均により算出した標準報酬の月額と比べ2等級以上の差がある。